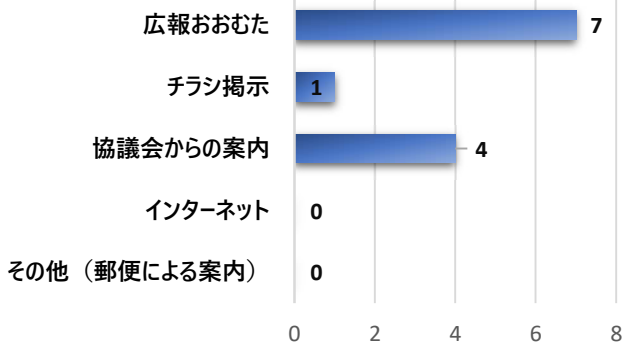
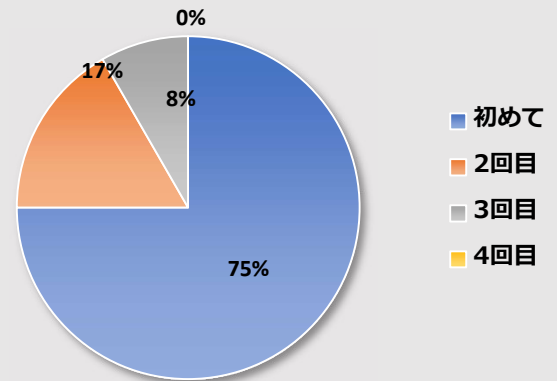


(1) 相談会はどのようにして知りましたか (n=12)



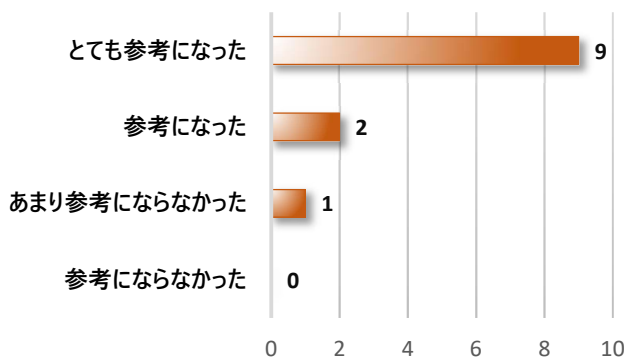
開催周知については、「広報おむた」と「協議会からの案内」が大半を占める。

(2) 今回の相談会は何回目の参加ですか? (n=12)



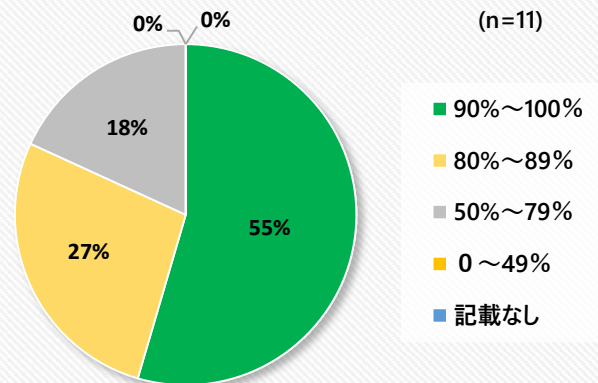
今回の相談者は、「初めて相談する」が75%であった。

(3) 相談をされて、いかがでしたか? (n=12)



対応については、「とても参考になった」との意見が多数を占める。各専門職種による対応により、適切な情報提供ができていていると考えられる。

(5) 今日の相談会の満足度を教えてください (n=11)



満足度については、8割の方が80%以上の評価を得ている。

(3) 相談をされて、いかがでしたか? (自由記述)

- ・来てよかった。
- ・専門的な面をわかりやすく話していただき助かりました。
- ・名義変更の必要性が理解できた。
- ・行政、宅建のお二人にゆっくり相談できてよかったです。
- ・古民家と共に所有者も高齢化して厳しい状況ではありますが、有している土地・家屋などの柔軟な規則の活用を期待しています。

(4) 相談会について気づかれたことを何でもご記入ください。(自由記載)

- ・司法専門の方からアドバイスをいただいたことで不安が軽くなりました。次のステップにつなげていきたいと思っています。
- ・スタッフの方の対応が大変良かったです。ありがとうございました。
- ・時間が短くてもう少し具体的なところでお話したいと思っています。
- ・いろいろ教えて頂き、ありがとうございました。
- ・賃貸も含めいろいろと検討していきたいと思いました。ありがとうございました。

【今回の相談会を終えて・・・】

- ・相談内容は、老朽化による売却や解体意向の相談者が多かった。前回の相談会同様、所有権が親の名義のままとなっており、相続に伴う所有権移転がなされていないケースが散見された。
- ・売却目的で不動産事業者と「専任媒介契約」を締結しているが、アフターフォローがなく空き家の期間が続いているケースが散見される。
- ・無料相談会の特徴は、「どうにかなるだろう!」という空き家所有者に対して、「今どうにかしておかないと大変なことになる!」ということの気づきを与え、具体的な行動に移してもらった場でもある。民法改正に伴う相続登記の義務化に対応するとともに、所有者（相続人）への啓発のためにも、引き続き相談会を開催する意義は大きいと感じた。